様式第２号（第４条関係）

**１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書**

　　私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（１月から７月までの間に申請する場合は、前々年）の１２月３１日

　において年齢が１６歳以上１９歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ﾌﾘｶﾞﾅ氏　　名 | 続柄 | 生年月日 | 別居の場合の住所 |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |
| 　　この申立書により申し出る１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族の人数は、　所得税及び住民税における内容と相違ありません。 年　　　月　　　日 氏名 　  |

【注意事項】

１ この申立書は、群馬県養育費等確保支援事業補助金の交付を受けようとするときに、児童扶養手当証書の

写しの提出がない場合で、前年（１月から７月までの間に申請する場合は、前々年）の１２月３１日（年の

途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が１６歳以上１９歳未満の所得税法上の扶養親族が

ある場合に、ご記入いただくものです。

２　所得税法上の扶養親族とは、前年（１月から７月までの間に申請する場合は、前々年）の１２月３１日

（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において、次のいずれにも該当する方をいいます。

 ①　配偶者以外の親族（６親等内の血族及び３親等内の姻族）か、都道府県等から養育を委託された児童

　　（いわゆる里子）である

 ②　あなたと生計を一にしている

 ③　前年（１月から７月までの間に申請する場合は、前々年）分の所得税法上の合計所得金額が４８万円

以下である

 ④　青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない

３ 記入欄が足りない場合は、子の氏名等を複数枚の申立書に分けてご記入ください。

様式第３号（第５条関係）

**群馬県養育費等確保支援事業補助金交付決定通知書**

群馬県指令　第　　　　　号

　年　　　月　　　日

 　　　　　　　　　　　　　　　　様

群馬県知事

　令和　　年　　月　日付けで申請のありました群馬県養育費等確保支援事業補助金について、群馬県補助金等に関する規則（昭和３１年群馬県規則第６８号）第５条及び群馬県養育費等確保支援事業補助金交付要綱第５条により、下記のとおり交付決定し、交付額を確定します。

記

　１　事業名

　２　交付決定額

　３　交付の条件

　　　交付する補助金については、交付決定を受けた補助対象事業以外に使用しないこと。

　　　また、交付申請書及び添付書類の記載内容が事実と異なることが判明する等、補助対象とならないことが明らかになった場合には、決定を取り下げ、既に補助金が交付されている場合は、これを返還すること。

様式第４号（第７条関係）

**養育費等受給状況報告書**

年　　　月　　　日

　　　　群馬県知事　様

 住所

 氏名

　　以下のとおり、養育費の受給状況を報告します。

　　１　養育費を受け取った者

　　　　氏名：　　　　　　　　　　　　（　申請者本人　・　児童　）

　　２　養育費を支払った者

　　　　氏名：

　　３　補助金の交付決定年月日

　　　　　　　年　　　月　　　日

　　４　養育費として受け取った額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受取年月日 | 養育費受取金額 | 保証会社から受け取った養育費相当額 |
| 　　年　　月 | 円 | 円 |
| 　　年　　月 | 円 | 円 |
| 　　年　　月 | 円 | 円 |
| 　　年　　月 | 円 | 円 |
| 　　年　　月 | 円 | 円 |
| 　　年　　月 | 円 | 円 |
| 　　年　　月 | 円 | 円 |
| 　　年　　月 | 円 | 円 |
| 　　年　　月 | 円 | 円 |
| 　　年　　月 | 円 | 円 |
| 　　年　　月 | 円 | 円 |
| 　　年　　月 | 円 | 円 |

* 補助金の交付決定日の属する月の分から記載してください。
* 「保証会社から受け取った養育費相当額」の欄は、養育費保証契約締結経費補助事業の交付決定を受けて

いる場合に記載してください。

※この報告書は、補助金の交付決定日の属する年度の３月末日までと、交付決定日の１年後の月末までの２

回提出すること。